

静岡市建設業関連業務に係る総合評価方式制限付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設業関連業務に係る総合評価方式制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札で参加者の資格を制限するものをいう。以下同じ。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 選定委員会 静岡市建設業者等選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第28号）に基づく静岡市建設業者等選定委員会をいう。
- (2) 発注業務 市が総合評価方式制限付一般競争入札により発注する建設業関連業務をいう。
- (3) 技術提案 企業の豊かな経験やアイデアを入札参加者に求める提案をいう。
- (4) 標準型 総合評価方式制限付一般競争入札のうち技術的な工夫の余地が大きい業務について技術提案を求め、その提案に係る具体的な業務計画及び業務成績、業務実績等の技術力並びに価格を総合的に評価するものをいう。
- (5) 簡易型Ⅰ及び簡易型Ⅱ 総合評価方式制限付一般競争入札のうち、技術的な工夫の余地が小さい業務について、業務成績及び業務実績等の技術力並びに価格を総合的に評価するものをいう。

(対象業務の選定)

第3条 市長は、総合評価方式制限付一般競争入札の対象業務及び入札の型（標準型、簡易型Ⅰ及び簡易型Ⅱをいう。）を選定するに当たっては、設計金額及び発注業務の特性に応じて選定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注業務の規模及び特殊性等に応じて市長が必要と認めるときは、設計金額によらず選定することができる。

(入札参加者に必要な資格)

第4条 総合評価方式制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡市における建設業関連業務入札参加資格の認定を受けていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基

づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める要件を満たす者であること。

(入札の対象者)

第5条 前条の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる者を市が実施する入札に参加させないものとする。

(1) 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者。

(2) 静岡市入札参加停止等措置要綱(平成24年4月1日施行)に基づく入札参加停止の期間中である者。

(技術力の評価)

第6条 市長は、総合評価方式制限付一般競争入札に当たっては、入札の型及び入札参加者に必要な資格等を勘案して、発注業務ごとに次に掲げる項目のうち、必要なものに基づき、応札者の技術力を評価する。

(1) 評価テーマに対する技術提案

(2) 業務の実施方針等

(3) 企業の能力等

(4) 予定技術者の経験及び能力

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

2 市長は、前項各号に掲げる項目ごとの評価に、次条に定める方法により価格その他の条件を加味し、市にとって最も有利な申込みを決定する基準(以下、「落札者決定基準」という。)を選定委員会の審議に付した上で定めるものとする。

3 前項の場合において、標準型に係る落札者決定基準を定めるときは、施行令167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の規定に基づき、第13条の総合評価競争入札審査員のうち2人以上の意見を聴いた上で、選定委員会の審議に付するものとする。

(落札者の決定方法)

第7条 市長は、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、予定価格に対する入札価格の割合に応じて算定した価格評価点に、落札者決定基準に基づき算定した技術評価点を加

算した数値（以下、「評価値」という。）が最も高い者を落札者として決定する。

（入札の公告）

第8条 市長は、総合評価方式制限付一般競争入札を実施しようとするときは、施行令第167条の6、静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）第7条、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び静岡市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成17年静岡市規則第87号）第3条の規定に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告するものとする。

- （1）総合評価方式制限付一般競争入札による旨
- （2）総合評価方式制限付一般競争入札に参加するための要件
- （3）落札者決定基準
- （4）提示性能等の取扱いに関する事項
- （5）提示性能等の担保に関する事項
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

（標準型に係る入札参加申請及び落札決定）

第9条 標準型で行う入札に参加しようとする者は、前条の公告において指定された期日までに、参加申請書（様式第1号）及び技術提案書（様式第2号）その他必要な書類を提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する書類の提出を受けたときは加算点を算出し、その結果を選定委員会の審議に付した上で、技術提案の採否を決定する。
- 3 市長は、技術提案等の評価に当たっては、当該技術提案等の実現性及び有効性を確認し、必要があると認めるときは、当該技術提案をした入札参加者に対してヒアリングを実施するものとする。
- 4 市長は、第6条第3項の規定による意見の聴取に当たっては、技術提案の採否に当たり、改めて審査員の意見を聴く必要があるかどうかについて併せて確認するものとし、必要があるとの意見があったときは、これによるものとする。
- 5 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、選定委員会の審議に付した上で、入札参加資格の有無を判定し、その結果を申請者に通知しなければならない。この場合において、入札参加資格を有しないと判定した旨を通知するときは、その理由を示すものとする。
- 6 前項後段の規定により示された理由については、当該申請者は、市長に対してその説明を求めることができる。

(簡易型Ⅰ及び簡易型Ⅱに係る入札参加申請及び落札者の決定)

第10条 簡易型Ⅰ又は簡易型Ⅱで行う入札に参加しようとする者は、第8条の公告において指定された期日までに、参加申請書及びその他必要な書類を提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する書類の提出を受けたときは、公告で定める資格要件が該当しているか確認するものとし、その結果を申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により入札参加資格要件に該当しない旨の通知を受けた申請者は、市長に対してその理由の説明を求めることができる。

4 市長は、第1項の規定により提出された入札参加申請書等に基づき算定した加算点及び入札価格から第7条の規定により評価値を算定し、最も高い評価値の者を落札候補者とする。

5 落札候補者は、第8条の規定による公告で定める期日までに前項の加算点の基礎となる企業の能力等に誤りがないことを確認する書類を提出するものとする。

6 市長は、前項の規定による書類の提出を受けたときは、選定委員会の審議に付した上で、当該落札候補者の加算点を確認し、落札候補者が入札参加資格を有することを確認したときは落札決定を行うものとし、その結果を申請者に通知しなければならない。

7 市長は、前項の規定による確認の結果、落札候補者が入札参加資格を有しないことを確認したときは、次順位者の加算点について確認を行うものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

8 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合は、開札の前に、入札参加申請書等について選定委員会に審議を行わせることができる。

(技術提案等の取扱い)

第11条 第9条第1項及び前条第1項の規定により提出のあった技術提案等はその採否にかかわらず、公表しない。

2 市長は、技術提案等の内容が広く一般的に使用されることとなった場合は、産業財産権等の排他的権利が設定されているものを除き、これを使用することができる。

(技術提案等の担保)

第12条 市長は、落札者となった者がその者の責により技術提案等の内容に従った業務を行わなかった場合には、次に定める措置を講じるものとする。

(1) 標準型で行う入札で提出された技術提案が達成されなかったときは、落札者に対し、期間を指定して違約金を請求する。

(2) 静岡市建設業関連業務成績評定要領に規定する業務成績評定において、評価を減じる。

(総合評価競争入札審査員)

第13条 市長は、総合評価方式制限付一般競争入札に関し、専門的な意見を聴取するため、総合評価競争入札審査員を置く。

2 審査員は、2人以上とする。

3 審査員は、建設業関連業務、契約等に関し、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(設計図書の配付)

第14条 設計書、仕様書、図面等の設計図書は、市長が指定するウェブサイトを通じて無償で配付するものとする。

(契約約款等の閲覧)

第15条 契約約款、入札心得及び質問に対する回答書は、市長が指定する場所において、市長が定めるところにより閲覧に供する。

(入札保証金)

第16条 総合評価方式制限付一般競争入札に係る入札保証金は、静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）第14条ただし書の規定により免除する。

(入札延期の場合の措置)

第17条 市長は、入札心得の規定に基づき総合評価方式制限付一般競争入札の入札日時を延期する場合においては、公告その他市長が適当と認める方法により周知するものとする。

(資格確認後の営業停止等に係る入札の効力)

第18条 落札候補者が落札決定されるまでの間並びに第9条第5項及び第10条第2項の規定により総合評価方式制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者が、当該確認を受けた時から落札者を決定する時までの間に第4条に規定する入札参加者に必要な資格を失った場合は、その者の行った当該入札は、入札に参加する資格のない者が行う入札とみなして、無効の取扱いとする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、総合評価方式制限付一般競争入札の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。